

令和6年第5回下呂市議会定例会

議会委員会提出議案目録

委員会提出議案第3号

下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・ P 1

【提出者：議会改革特別委員長】

委員会提出議案第4号

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・・・ P 4

【提出者：議会改革特別委員長】

委員会提出議案第3号

下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について

下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和6年9月30日提出

下呂市議会 議会改革特別委員会
委員長 鷺見昌己

提 案 理 由

災害発生等やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集できない場合の委員会の開会方法の特例を定め、オンラインでの参加を可能とするため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例

下呂市議会委員会条例（平成16年下呂市条例第183号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（委員会の開会方法の特例）</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、大規模な災害の発生、 重大な感染症のまん延、育児、介護、疾病、 看護等のやむを得ない事由により委員が委員 会の開会場所に参集することが困難と認める ときは、映像と音声の送受信により相手の状 態を相互に認識しながら通話をすることがで きる方法（以下この条において「オンライン による方法」という。）によって、委員会を 開会することができる。ただし、第20条第1 項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により委員会が開会される場合 において、オンラインによる方法で出席を希 望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得 なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により開会された委員会に、 オンラインによる方法で出席する委員は、こ の条例の規定の適用については、当該委員会 に出席しているものとみなす。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方 法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

災害発生等やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集できない場合の委員会の開会方法の特例を定め、オンラインでの参加を可能とするため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延、育児、介護、疾病、看護等の理由により委員が委員会の開会場所に参集できないと認める場合には、オンラインによる方法で委員会を開催できるようにします。ただし秘密会については、オンラインによる方法での開催はできません。

(第 15 条の 2 第 1 項・第 2 項関係)

- (2) オンラインによる方法で委員会に出席した場合については、現に開会場所に参集して出席したと同様の扱いとみなすこととします。

(第 15 条の 2 第 3 項関係)

- (3) この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行します。

(附則関係)

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり定める。

令和6年9月30日提出

下呂市議会 議会改革特別委員会

委員長 鷺見昌己

提 案 理 由

大規模な災害の発生又は重大な感染症のまん延、及び育児、介護、疾病、看護等のやむを得ない事由により委員が委員会を開会する場所に参集が困難であると委員長が認める場合には、オンラインにより委員会の会議に出席することを認め、かつ、委員が出席委員として会議に参加できるようにすると共に、常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運営上の支障となり得る条文を整理等を行うため、当該規則の一部を改正するもの。

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則

下呂市議会会議規則（平成16年下呂市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 （略）</p> <p>第9節 <u>公聴会及び参考人</u></p> <p>第10節 （略）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第90条—<u>第94条の2</u>）</p> <p>第2節～第6節 （略）</p> <p>第3章～第6章 （略）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（第166条・<u>第166条の2</u>）</p> <p>第8章～第9章 （略）</p> <p>附則 （略）</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず</u>、議長は、<u>会議中でない場合であって緊急を要するときその他</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 （略）</p> <p>第9節 <u>公聴会、参考人</u></p> <p>第10節 （略）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第90条—<u>第94条</u>）</p> <p>第2節～第6節 （略）</p> <p>第3章～第6章 （略）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（第166条）</p> <p>第8章～第9章 （略）</p> <p>附則 （略）</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>

改正後	改正前
<p><u>の特に必要があると認めるときは、会議時間を</u> <u>変更することができる。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>(一事不再議)</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、<u>再び提出</u>することができない。</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>会議の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p> <p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、<u>投票する。</u></p>	<p><u>3</u> (略)</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>(一事不再議)</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は<u>再び提出</u>することができない。</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>会議の承認を要する。</u></p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p> <p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、<u>投票を備付けの投票箱に投入する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定</u> <u>による通知に関し必要な事項は、議長が定め</u> <u>る。</u></p>	<p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を終わらな かったときは、その事件は、第38条の規定に かかわらず、<u>議会</u>において審議することがで きる。</p>	<p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を終わらな かったときは、その事件は、第38条の規定に かかわらず、<u>会議</u>において審議することがで きる。</p>
<p>(委員会の中間報告)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件につ いて、特に必要があると認めるときは、<u>議会</u> <u>の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。</p>	<p>(委員会の中間報告)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件につ いて、特に必要があると認めるときは、中間 報告をすることができる。</p>
<p>(発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登 壇してしなければならない。ただし、簡易な 事項については、議席で発言することができ る。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、 登壇してしなければならない。ただし、簡易 な事項については、議席で発言することがで きる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第52条 発言の通告をしない者は、通告した者 が<u>全て</u>発言を終わった後でなければ発言を求め</p>	<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第52条 発言の通告をしない者は、通告した者 が<u>すべて</u>発言を終わった後でなければ発言を求</p>

改正後	改正前
<p>ることができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第55条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、<u>発言</u>を禁止することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。</u></p> <p>(表決の順序)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>第9節 <u>公聴会及び参考人</u></p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u>申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知す</p>	<p>めることができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第55条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は<u>発言</u>を禁止することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第27条から第31条まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。</u></p> <p>(表決の順序)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>第9節 <u>公聴会、参考人</u></p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書で</u>申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第85条 会議録に<u>記載する事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>2 議事は、<u>議長が適当と認める方法によって記録する。</u></p> <p><u>(出席委員に関する措置)</u></p> <p>第94条の2 <u>この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。</u></p> <p>(動議の撤回)</p> <p>第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(発言の許可)</p> <p>第114条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第116条 発言は<u>全て</u>、簡明にするものとして、</p>	<p>2 (略)</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第85条 会議録に<u>記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>2 議事は<u>議長の定める方法により記録する。</u></p> <p>(動議の撤回)</p> <p>第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>委員会の承認を要する。</u></p> <p>(発言の許可)</p> <p>第114条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第116条 発言は<u>すべて</u>、簡明にするものとし</p>

改正後	改正前
<p>議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「<u>委員外議員</u>という。）<u>に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</u></p> <p>2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の申出があったときは、その許否を決める。</p> <p>3 <u>前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第118条 (略)</p> <p>2 <u>法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職</u></p>	<p>て、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の申出があったときは、その許否を決める。</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第118条 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>務を行うことができない。</u></p> <p><u>(答弁書の配布)</u></p> <p>第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。</u></p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、<u>第1章第4節の規定を準用する。</u></p> <p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項の規定を準用する。</u></p> <p>(表決の順序)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p>	<p><u>(答弁書の朗読)</u></p> <p>第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員をして朗読させる。</u></p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については<u>第1章第4節の規定を準用する。</u></p> <p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、<u>第28条から第31条まで及び第32条第1項の規定を準用する。</u></p> <p>(表決の順序)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p>

改正後	改正前
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 (略)</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p>6 <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 (略)</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印を</u>しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。</p>
<p>(請願の委員会付託)</p> <p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、<u>所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u></p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、<u>それぞれの委員会に付託する。</u></p>	<p>(請願の委員会付託)</p> <p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を<u>所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第142条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u></p> <p><u>4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p>	<p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第142条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(請願の審査報告)</p> <p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p>(請願の審査報告)</p> <p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け、</u>議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p>
<p>(陳情書の処理)</p> <p>第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので<u>議長が必要があると認めるものは、</u>請願書の例により処理するものとする。</p>	<p>(陳情書の処理)</p> <p>第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合するものは、</u>請願書の例により処理するものとする。</p>
<p><u>(決定の通知)</u></p> <p>第150条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p>	<p><u>(決定書の交付)</u></p> <p>第150条 <u>議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求め</u></p>

改正後	改正前
<p>(携帯品)</p> <p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、<u>帽子、コート、マフラー、傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たもの</u>については、この限りでない。</p>	<p><u>た議員及び決定を求められた議員に交付しなければならぬ。</u></p> <p>(携帯品)</p> <p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、<u>帽子、外とう、えり巻、つえ、かさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長又は委員長の許可を得たときは</u>、この限りでない。</p>
<p>(資料等の配布許可)</p> <p>第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料等</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p>	<p>(資料等<u>印刷物</u>の配布許可)</p> <p>第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p>
<p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第159条 <u>全て</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。</p>	<p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第159条 <u>すべて</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。</p>
<p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第161条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して<u>議決することができない</u>。</p>	<p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第161条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して<u>議決することはできない</u>。</p>
<p>(代理弁明)</p> <p>第161条の2 <u>議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u></p> <p><u>(協議等の場の開催方法の特例)</u></p> <p><u>第166条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。</u></p>	

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則要綱

1. 改正理由

大規模な災害の発生又は重大な感染症のまん延、及び育児、介護、疾病、看護等のやむを得ない事由により委員が委員会を開会する場所に参集が困難であると委員長が認める場合には、オンラインにより委員会の会議に出席することを認め、かつ、委員が出席委員として会議に参加できるようにすると共に、常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運営上の支障となり得る条文を整理等を行うため、当該規則の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 当該規則において、オンラインによる方法で委員会に出席した場合も、実際に開会場所に参集して委員会に出席した委員に含まれることを包括的に定めます。

(第 94 条の 2 関係)

(2) オンラインによる方法で委員会が開かれているときは、委員会が説明又は意見を聞くために出席を求めた委員でない議員は、オンラインによる方法で委員会に参加することができることとします。

(第 117 条関係)

(3) オンラインによる方法で出席している委員も表決に加わることができることとします。

(第 129 条関係)

(4) オンラインによる方法で委員会が開かれているときは、委員会が出席を求めた紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に参加することができることとします。

(第 142 条関係)

(5) 地方自治法第 100 条第 12 項の規定による協議等の場についても、委員会と同様、大規模な災害の発生又は重大な感染症のまん延、及び育児、介護、疾病、看護等のやむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で開くことができることとします。

(第 166 条の 2 関係)

(6) 常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運営上の支障となり得る条文等を整理します。

(第7条、第9条、第14条、第15条、第19条、第29条、第31条、第44条、第45条、第50条、第52条、第55条、第74条、第77条、第80条、第85条、第100条、第114条、第116条、第125条、第127条、第135条、第138条、第139条、第141条、第143条、第145条、第150条、第152条、第157条、第159条、第161条、第161条の2関係)

(7) この規則は、令和6年10月1日から施行します。

(附則関係)